



平成 28 年 5 月 30 日

各 位

会社名 : 株式会社UKCホールディングス
(コード : 3156 東証第一部)
代表者名 : 代表取締役社長 福寿 幸男
問合せ先 : 経営企画部門長 大澤 剛
(TEL : 03-3491-6575)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 30 日開催の取締役会において、下記の通り、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 7 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 定款変更の理由

(1) インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上および公告手続きの合理化を図るため、現行定款第 5 条に定める当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 27 条第 2 項および第 35 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第 27 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 29 日 (水曜日)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 29 日 (水曜日)

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第35条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第35条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>